

告 示

埼玉県告示第二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クリエイトS・D久喜菖蒲店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 市の駐輪場が隣接地にあり、また、店舗出入口に近いため出入口付近の視界確保対策を講じること。

(2) 当該地周辺道路は、菖蒲小学校、菖蒲中学校の通学路に近接していることから、多くの児童生徒が利用している。当該施設の利用者に、児童生徒に注意することを促すような看板の設置をすること。

二 縦覧期間

令和五年二月二十八日から令和五年三月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター